2024 年 11 月 29 日

新設分割に関する事前開示書面（変更事項）

東京都港区西新橋一丁目 7 番 14 号
ビジネスコーチ株式会社
代表取締役　細川馨

当会社は、コーポレートコーチ株式会社（本店所在地：東京都港区西新橋一丁目 7 番 14 号（以下「新設分割設立会社 1」という。））を新設分割設立会社とする新設分割手続（以下「本件会社分割 1」という。）、エグゼクティブコーチ株式会社（本店所在地：東京都港区西新橋一丁目 7 番 14 号（以下「新設分割設立会社 2」という。））を新設分割設立会社とする新設分割手続（以下「本件会社分割 2」という。）、及び B-Connect 株式会社（本店所在地：東京都港区西新橋一丁目 7 番 14 号（以下「新設分割設立会社 3」という。））を新設分割設立会社とする新設分割手続（以下「本件会社分割 3」という。）に関して、「新設分割に関する事前開示書面」を 2024 年 11 月 22 日より本店に備え置いておりますが、今般、2024 年 11 月 28 日付の当会社の取締役会において、第 20 期（2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）にかかる計算書類が承認され、当該第 20 期が最終事業年度となりましたので、会社法施行規則第 205 条第 8 号の規定により、「新設分割に関する事前開示書面」の第 1 第 5 項、第 2 第 5 項、及び第 3 第 5 項を以下のとおり変更致します。

記

第 1　本件会社分割 1 について

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日（2024 年 9 月 30 日）時点の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 992,224 円、264,801 円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、新設分割設立会社 1 が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が

負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております。

第 2 本件会社分割 2 について

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日（2024 年 9 月 30 日）時点の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 992,224 円、264,801 円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、新設分割設立会社 2 が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております

第 3 本件会社分割 3 について

5. 本書面の備置開始日後、新設分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

3. 新設分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務及び新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社について

当会社の最終事業年度の末日（2024 年 9 月 30 日）時点の貸借対照表における資産

の額及び負債の額は、それぞれ 992,224 円、264,801 円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当会社は、本件会社分割において、新設分割設立会社 3 が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件会社分割による当会社の純資産の額には変動がなく、本件会社分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件会社分割の効力発生日以後の当会社の収益状況について、当会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、当会社における債務の履行の見込みについては問題はないと判断しております